

5・17 住民投票(2)

5・17 住民投票の結果、大阪市存続が決まり、橋下市長は政界引退を表明して、維新の党や政界を揺り動かしている。「5・17」については論ずべきことが多く、テーマを分け順次レポートしていきたい。

写真は中日新聞 5 月 12 日掲載の「執念の度合いは」と題した政治漫画である。「5・17」を考えるうえで重要な論点のひとつが、改憲に向けた動きとの関係である。写真では「大阪都構想」の是非を問う住民投票と改憲をめざす国民投票を題材にしている。投票結果が出る前から、これを使いレポートを書くつもりであった。

毎日新聞 5 月 19 日は「住民投票 物量戦に」の見出しで問題を投げかける。「大阪都構想」の是非を問う 17 日の住民投票は運動の自由度が一般の選挙より高く、憲法改正に関する国民投票と似ている。安倍首相に近い自民党中堅議員は「首相は国民投票の予行練習にしたいと考えていた」と明かす。

大都市地域特別区設置法に基づく住民投票は、一般の選挙と同様、買収や戸別訪問などを禁じる半面、テレビ CM の放送や、ビラやポスターの枚数に制限はない。住民投票と国民投票の運動は憲法で保障された「政治活動」にあたるため、「極力制限を設けないようにしている」(総務省) という。

顕著だったのが民放 CM による宣伝。選挙の場合、政見放送以外への候補者本人の出演や、個人名を明示した CM はできないが、大阪維新の会は今回、政党交付金などを原資に数億円の広報費を投入し、橋下大阪市長が登場する CM を告示前の 4 月中旬から投票日まで放送した。

大阪の友人の話やサイトで確認しても、それは凄まじいものであった。先の記事も、住民投票での賛否が拮抗した背景には、維新の豊富な「資金力」が見逃せないと指摘する。国民投票の運動に住民投票と大きな違いはないが、CM は投票日の 2 週間前まで。CM は投票日の 2 週間前まで。選挙や住民投票で戸別訪問が禁じられているのに対し、国民投票は戸別訪問できる。

今回の住民投票は、改憲の国民投票にも重要な問題を提起している。

(2015 年 5 月 24 日)

